

新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入の減少等に伴う指定管理委託料の追加

新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入の減少などに伴い、経営状況が悪化した指定管理者に対し、指定管理委託料の追加などを行います。

※本事業（経費）は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る実施計画に計上する予定です。

対象施設

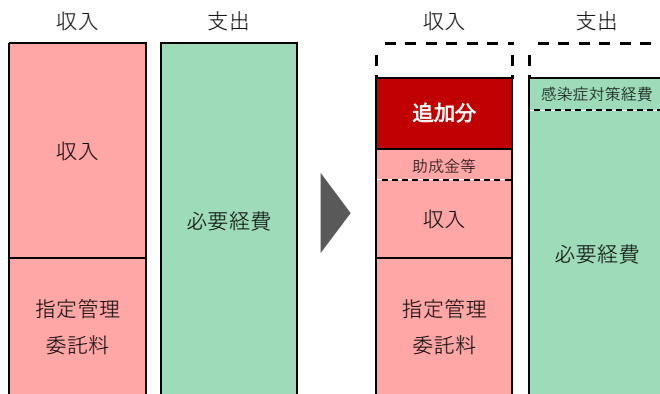
施設名	補正予算額
一般会計	
指定管理委託料の追加 ^{※1} （歳出補正）	46,000 千円
自転車駐車場	2,500 千円
福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）	8,300 千円
宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場	900 千円
宮島包ヶ浦自然公園	8,800 千円
はつかいち文化ホールウッドワンさくらびあ/はつかいち美術ギャラリー	5,200 千円
スポーツ施設（グローバルリゾート総合スポーツセンターほか）	19,000 千円
パークゴルフ場	1,300 千円

※1 休業や3密対策による利用制限などに伴い、利用料金収入が減少した施設（事業者）について、感染症対策の十分な実施、助成金などの収入確保を行っていることを確認した上で委託料を追加する。

国民宿舎事業会計

指定管理納付金の減額（歳入補正）	△46,139 千円
みやじま杜の宿	△46,139 千円

算出方法（指定管理料追加のケース）



利用料金などの収入^{※2}の減少と、支出（必要経費）^{※3}の増減を考慮の上、委託料の追加額（補正額）を算出

※2 収入には、感染症対策の各種助成金などの特定収入を含む。

※3 必要経費には、感染症対策経費を含む。